



三重県公報

令和5年2月10日 (金)

第 386 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
70	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	2
71	有害な興行の指定	(少子化対策課)	3
72	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
73	同件	(同)	4
74	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
75	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
76	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図面の縦覧	(河川課)	5
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	5
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整課)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	6
	同件	(同)	7
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	7

告 示

三重県告示第 70 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表に次のように加える。

13	国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	未就学児である被保険者が属する世帯の保険料（税）負担の軽減を図る。	保険者（市町）が実施する未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置等に要する経費	別に定める。	市町
----	---------------------	-----------------------------------	--	--------	----

別表 1(3)の表に次のように加える。

42	三重県救急医療情報センター事業費補助金	公益財団法人三重県救急医療情報センターの運営に必要な経費を助成することを目的とする。	1 移転にかかる調査費、設計費、工事費等、その他知事が必要と認める経費 2 移転にかかる消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、負担金、公課費、その他知事が必要と認める経費	別に定める。	別に定める。
43	医療機関・薬局等における物価高騰対策支援金	燃料価格や電気代・ガス代・食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関・薬局等に対する負担軽減のための支援を目的とする。	医療機関・薬局等における電気代・ガス代・食材費及びガソリン代に係る経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(4)の表第 2 号の項（E）の欄を次のように改める。

市町、一部事務組合、社会福祉法人、地方独立行政法人、医療法人及び厚生労働大臣が定める介護老人保健施設及び介護医療院を開設できる者。ただし、医療法人にあっては、介護老人保健施設及び介護医療院を整備する場合に限る。

別表 1(4)の表に次のように加える。

22	介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金	燃料価格や電気代・ガス代・食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている介護サービス事業所・施設に対する負担軽減のための支援を目的とする。	介護サービス事業所・施設における電気代・ガス代・食材費及びガソリン代に係る経費	別に定める。	別に定める。
----	-----------------------------	--	---	--------	--------

別表 1(5)の表中第 13 号の項を削り、第 14 号の項を第 13 号の項とし、同表に次のように加える。

14	自立支援医療費（精神通院医療）補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき障害者等の医療費の自己負担を軽減する。	自立支援医療（精神通院医療）に要する経費	別に定める。	別に定める。
15	三重県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金	コロナ禍における自殺リスクの高まりをふまえ、自殺予防を図る。	1 対面相談事業に要する経費 2 電話・SNS相談に要する経費 3 人材養成に要する経費 4 普及啓発に要する経費 5 自死遺族・自殺未遂者支援に要する経費	別に定める。	市町、関係機関等

別表 1(6)の表に次のように加える。

3	普通公衆浴場原油価格・物価高騰対策支援金	原油価格高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている普通公衆浴場に対する負担軽減のための支援を目的とする。	普通公衆浴場における燃料費に係る経費	別に定める。	普通公衆浴場
---	----------------------	---	--------------------	--------	--------

別表 1(7)の表第 2 号の項 (A) の欄を次のように改める。

三重県感染症指定医療機関運営事業費補助金

別表 1(7)の表第 12 号の項 (E) の欄を次のように改める。

公益社団法人三重県看護協会及び医療機関等

別表 1(9)の表中第 36 号の項を削り、第 37 号の項を第 36 号の項とし、第 38 号の項から第 40 号の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表 2 の表中第 31 号の項を削り、第 32 号の項を第 31 号の項とし、第 33 号の項を 1 項繰り上げ、第 34 号の項を削り、第 35 号の項 (A) の欄を次のように改め、同項を第 33 号の項とし、第 36 号の項から第 56 号の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の医療保健部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 71 号

三重県青少年健全育成条例(昭和 46 年三重県条例第 62 号) 第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指 定 理 由
1	映画	ベネデッタ (原題) BENEDETTA	クロックワークス	令和 5 年 2 月 10 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
2	映画	北斎春画	サクラプロジェクト		
3	映画	バルド 偽りの記録と一握りの真実 (原題) BARDO, FALSE CHRONICLE OF A HANDFUL OF TRUTHS	イオンエンターテイメント		
4	映画	真・事故物件パート 2 全滅	サイゾー		
5	映画	痴漢電車 あぶない下半身	新東宝映画		
6	映画	絶倫探偵DX 愛と淫欲のバイブ	オーピー映画		
7	映画	ボーンズアンドオール (原題) BONES AND ALL	ワーナー・ブラザーズ映画		
8	映画	痴漢探し 誘惑のミニスカート	新東宝映画		

三重県告示第 72 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 津高茶屋ショッピングセンター
津市高茶屋小森町 981-2
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和5年2月10日から同年3月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年2月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン Cブロック
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和5年2月10日から同年3月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年2月10日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮妻峽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市水沢町字東沖 2386 番 5 地先内	旧	7.5~13.9	40.9
	新	8.7~17.0	40.9

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名張青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市高尾字出合 130 番地先から 伊賀市種生字番田 2561 番 1 地先まで	旧	4.7~61.2	1017.4
	新	9.6~61.2	1017.4

三重県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年2月10日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸7丁目71番3地先から 鈴鹿市神戸7丁目66番1地先まで	令和5年2月10日
県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町鯉形字上峠 383 番 1 地先から 多気郡多気町鯉形官有無番地先まで	令和5年2月10日

県道 青山美杉線	伊賀市種生字番田 2527 番地先から 伊賀市種生字番田 2516 番 1 地先まで	令和 5 年 2 月 17 日
県道 名張青山線	伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先から 伊賀市種生字番田 2528 番 1 地先まで	令和 5 年 2 月 17 日

三重県告示第 76 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、二級河川員弁川水系山田川左岸堤防と市道上笠田 14 号線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 河川の名称
二級河川員弁川水系山田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
二級河川員弁川水系山田川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
いなべ市員弁町上笠田字小僧西 3242 番
いなべ市員弁町上笠田字下山田川 3247 番、3261 番
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 いなべ市長 日沖靖
いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
- 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
令和 5 年 2 月 1 日から道路の存続する日まで

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
200 券	農業	62105236971～ 62105236972	2	令和 4 年 2 月 1 日～ 令和 5 年 1 月 31 日	株式会社ジェイエイサービス伊勢伊勢給油所

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

稲生南部土地改良区（鈴鹿市稲生西二丁目 4 番 28 号）

退任監事

鈴鹿市稲生西二丁目 6 番 6 号

〃 稲生一丁目 10 番 36 号

退任清算人

鈴鹿市稲生西二丁目 4 番 28 号

〃 〃 一丁目 5 番 10 号

宮崎 正 弥

大井 明 人

森 昭

鈴木 正

鈴鹿市稲生西三丁目 5 番 35 号
" " 一丁目 6 番 3 号
" " 二丁目 3 番 7 号

鈴木 敏 明
鈴木 武 宏
磯 部 定 行

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、名張市長から通知がありました。

令和5年2月10日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
令和5年1月12日から同年3月17日まで
- 3 作業地域
名張市黒田

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、名張市長から通知がありました。

令和5年2月10日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
令和5年1月25日から同年3月17日まで
- 3 作業地域
名張市夏秋

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和5年2月10日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量(数値図化)
- 2 作業期間
令和5年1月27日から同年3月17日まで
- 3 作業地域
三重郡菰野町の一部及び同郡朝日町の一部

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所長から通知がありました。

令和5年2月10日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量及び路線測量)
- 2 作業期間
令和5年1月5日から同年5月19日まで
- 3 作業地域
多気郡多気町の一部及び同郡大台町の一部

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年12月20日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域
度会郡度会町麻加江

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 1 月 11 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
度会郡度会町棚橋

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 2 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令 和 5 年 1 月 30 日	株式会社丸彦 代表取締役 酒徳 泰彦	三重県伊勢市岩渕 1 丁目 16-1	伊勢市黒瀬町字間黒 649-3、649-18、649-29	A	6.0	42.5

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>